

二十家畜

奄美諸島に家畜(牛・馬・豚・鶏・山羊^{やぎ}など)が飼われたのは、甘蔗の渡来(一六〇九年)する以前からとみられる。

元和九年(一六三三年)の「大島置目条々」に、「赤津久黒ツク牛馬ノ皮不残御物ヲ以可買取事」とある。すなわち、肉は住民が食べ皮は供出していたわけである。また民話、童歌にも、牛の肉を食べることがあることから牛は相当古い時代から飼われ食用とされていた。(大井浩太「沖縄、奄美の生業」参照)

沖永良部島への伝来についても、遠く十五世紀にさかのぼるといわれているが、その歴史的事実はまだ定かでない。しかし、文明十年(一四七八年)に与那国島に漂着した朝鮮人三人の語ったところによると(二をなり神の島所収)、「その頃宮古、八重山諸島では肉を食用にしなかつたようであるが、これら朝鮮人が宮古を経て、沖縄に来てみると同島では牛、猫、鶏は言うに及ばず馬、豚、山羊、犬も飼育され家畜肉食風も広まって、牛馬の肉は売

買されていた」ということであるから、その後間もなく他の諸島へも伝播^{でんぱ}するに至ったであろう。豚は肉用、牛は使役および糞畜^{ふんちゆう}として飼養されていたことは、他地域と同一視することができる。

牛は、「牛合せ^{うしあわせ}」の業によつて振興が図られた点もみうけられる。「牛合せの牛を持つことは非常な名譽で角が前方に向かつて半円型に伸びた雄牛を好んで飼っていた。」という古老の言葉にもみることが出来る。また、牛は農耕上不可欠の家畜であるため明治期までは能率の高い雄牛飼養の傾向が強かった。その後、雌牛を飼い農耕に使役するかたわら子牛を得て金に換える風が盛んになったため、従来盛んに行われていた牛合せの風は衰えるに至った。(柏常秋「沖永良部島民俗誌」参照)

牛の改良について、鹿児島県当局が明治末年、国有種雄牛の貸し付けを受けたり、鳥取県などの先進地から優良種牛を導入し改良を進めていたが交通事情の悪い離島の本島に、優良種牛が導入されるまでは、長い期間がかかった。昭和三十年代に入つて、本土から優秀な基礎牛が導入され、和牛の子牛生産が唯一の副業収入の手段となつた。

表 18 和泊町家畜の飼養頭羽数（昭和12年～58年）

種目 項目 年次	牛			馬			豚			山羊		鶏	
	飼養 戸別	飼養 頭数	生産 頭数	飼養 戸別	飼養 頭数	生産 頭数	飼養 戸別	飼養 頭数	生産 頭数	飼養 戸別	飼養 頭数	飼養 戸別	飼養 頭数
昭和12	1,467	1,646	844	388	401	55	1,579	2,300	1,142		390	1,973	8,334
13	1,517	1,763	853	374	319	32	1,869	2,774	2,117		425	1,843	8,528
14	1,748	1,807	738	381	387	12	1,917	2,686	1,581		393	1,850	8,542
15	1,600	1,889	850	330	335	10	1,457	2,011	730		354	1,950	7,884
16	1,975	1,997		327	332	18	520	639	515		249	2,140	3,924
17		1,985	487		331	19		675	392				
18	1,680	1,871	161	338	340	17	540	733	122		278	2,186	8,990
19	1,518	1,936	478	275	287	20	360	371	363		799	2,295	17,101
20		1,479			104			352			597		
21		1,601			90			215			230		12,530
22		1,711			98			467			1,495		6,310
23		1,805	349		108	21		689	708		1,542		
24		1,828	437		113	9		1,479	1,347		1,002		
25		1,648	311		98	4		1,127	972		994		
26		1,783	461		104	16		1,642	1,214				
27		1,843			96			2,520			679		11,583
28													
29	1,462	1,585	919	164	172	34	1,663	1,798	1,825		188	1,901	9,812
30	1,576	2,010	758	202	218	24	2,152	2,797	934		437	2,433	10,996
31	1,519	2,024	1,215	243	252	33	1,675	2,100	1,694		455	1,822	8,085
32	1,667	1,752	962	258	265	28	1,706	2,070	3,156		207	2,394	5,368
33	1,355	1,567	1,024	211	274	96	1,103	1,715	2,300		443	2,290	12,195
34	1,372	1,577	950	254	274	22	1,283	2,082	2,145		267	2,135	11,585
35	1,352	1,563	1,187	268	290	31	1,650	3,062	2,829		317		11,420
36	1,266	1,590		230	236		1,560	3,902			267	1,599	9,414
37	1,246	1,622	985	206	211	9	1,152	2,023	1,842	247	262	1,455	8,949
38	1,237	1,669	898	170	170	1	853	1,376	1,626	143	166	1,350	8,336
39	1,260	1,973	944	146	147	1	720	1,125	1,851	92	108	1,091	7,999
40		1,922	708		127			1,290			70		6,779
41	1,264	2,187	793		90		720	1,860	323	67	83	492	3,759
42		3,067	903										
43	1,335	3,482	1,129		50		378	954	224	26	29	239	3,661
44	1,250	3,598	1,233										
45	1,104	3,027	1,013		22		296	1,056	234	14	19	154	8,806
46	1,052	2,590	868		19		136	556	225		39	89	11,511
47	1,010	2,505	938		8		113	576	176		55	103	21,500
48	954	2,817	963		7		84	520	183		66	70	23,265
49	987	3,136	1,068		5		21	170	28		64	27	15,272
50	970	3,144	1,155		2		20	172	69		73	29	14,940
51	968	3,230	1,246		2		28	266	111		82	14	14,760
52	925	3,051	1,307		1		10	209	91		51	21	12,717
53	935	3,063	1,352		1		7	202	91		51	13	12,885
54	917	3,102	1,391		1		8	228	52		43	19	11,800
55	929	3,542	1,460				5	105	8		52	5	13,015
56	933	4,102	1,680				7	161	66		56	64	11,081
57	930	4,448	1,805				8	202	111	43	84	80	12,440
58	914	4,462	1,950				6	195			72		12,250

昭和期に入ってから家畜飼養頭羽数は表のとおりである。(表18)

和牛については、その飼養目的こそ異なるが逐次増頭の傾向にあり、昭和三十年代には一頭飼育を主軸とする役畜で耕種部門の補完的役割で飼養されている。昭和四十年代に入ると、役畜の役目は機械に変わり、子牛の生産と糞をとる土づくりの役目を果たすことになってきたため、増頭意欲が高まってきた。

馬の飼養については、昭和三十五年をピークとして、その後は減少の一途をたどっている。当時は砂糖製造の役畜として飼養意欲も高まっていたが、機械化の波と、飼益性の低下に伴って消滅した。

豚の飼養については、肉用として各農家ごとに飼われていたが昭和四十年代に入ると、経済性、環境衛生の立場からその存在価値が次第にうすれ、各戸における飼育頭数は少なくなり、わずかに多頭飼育農家で維持されているにすぎない。

山羊の飼養については、昭和二十三年の千五百二十四頭をピークに、その希少価値は認めながらも、肉需要は嗜好性を伴う消費であるため飼養頭数は減少の傾向をた

どっている。

鶏の飼養については、食用として早くから放し飼いをしていた。鶏は住民が手軽に処分できる唯一の動物性たんぱく質源として貴重な存在であり、飼養頭数も高いものであった。現在は飼養公害などのため放し飼いが認められず、一部養鶏専門農家の手にゆだねられている。肉としての供給は少ないが採卵用としての飼養は九十パーセントを超える供給率を維持している。

(一) 牛

日本への牛の渡来については文献上不明であるが、その品種改良などについては、明治十三年から始まっている。

本県については同年、種牝牛取り締まりの制度が実施され、種牝牛について一定の規準によって検査を実施し、同三十三年には産牛馬組合法が誕生した。翌三十四年には県費で種牝牛デボン、シンメンタールなどの外国種十数頭を移入すると同時に、国からデボン、短角種牛各三頭を貸し付けを受けて改良が始まった。

大正四年に初めて、鳥取、島根県などから改良和種の種牝牛を入れ、その結果は良好であった。大正六年に至り、乳牛はホルスタイン種、和牛は黒毛改良和種に限定し、鋭意体型、資質の改善整備に努め、大正十三年には鹿児島種としての登録事業を行い基礎的改善に着手した。

昭和十九年登録牛については、固定した品種と見なし「黒毛和種」と命名した。

昭和二十三年には全国和牛登録協会が発足し、改良が

て、人為的飼養管理が必要となり、住居の近くにないし、屋敷内飼育が行われるようになった。

昭和期に入り牛の飼養はますます盛んになったが、その飼料はもっぱら野草に頼り家族労働力の大半を採草労働力として投入し、一頭当たり二〜三時間を要した。

気候的に青草の生育に適しているとはいえず、和牛の飼養頭数は野草の採取量によって規制されていた。一日当たりの標準給与量は、野草または芋づる、甘蔗葉を主とする粗飼料を四十〜七十キロ、甘藷一〜五キロ、米ぬか、大豆かすを少量といったものであり、まことに多大の野草の採取を余儀なくされていたが、投げ草給与のため三分の一は敷草と化しているのが実態であった。

そこで増頭振興のためには草刈り労働問題を解決する必要に迫られ飼槽を造り、裁断によって食い込みをよくする方法がとられるようになった。これは刈る飼料から作る飼料への転換ともいえる重要なことであった。近年はサイレージ、乾燥庫の普及によって労働力の省力化が図られるようになった。

一段と促進された。当初は体質、資質、役用能力を重視して改良が進められた。しかし、役用の低下に伴い子出しの良いもの、食肉の需要に応ずるため飼料の利用性、産肉性の高いものに改良された。

沖永良部島における牛の飼養について、柏常秋著「沖永良部島民俗誌」には、次のように記録されている。

「野繫ぎするには、二間余の綱をつけその一端を地上に打立てた材に結んで置き、一日一回水を与え又、場所を変へるだけであった。もちろんその場所は野草の多いしかも樹木のない平坦な地であることを要したがこの草生地が開墾されるにつれて次第に屋舎飼いにせざるを得なかった。この変遷は同時に火田式農耕から定着農耕に移り行く農法の変遷をも物語るものであった。」

飼養管理については、雑草を主体とした粗飼料飼育であり粗放的管理であったことはいうまでもない。牛を飼養する究極的な目標は、肉用はさておき、甘蔗、甘藷栽培のための堆厩肥たいまじの生産と、キビ圧搾、耕起等の使役のためのものであったといえる。

使役牛として一方で、子を取る経済価値の上昇に伴つ

○牛の流通について

大正のころからヒヤンザチユー（沖縄県平安座島の家畜商）がきて子牛を買いとり、マールン船（ジャンク）に積んで沖繩に持って行ったといわれている。「琉球の畜産」には「昭和二十二年四月から同二十三年六月迄に約千八百六十頭の牛を琉球農業協同組合連合会が、与論沖永良部、徳之島から移入し増殖の基礎を築いた。」と記録されている。

日本復帰前までの、流通については、バクヨウ（伯楽）と呼ばれる家畜商人の手で、琉球経済圏の中で取り引きが行われていた。復帰後は通関関係で沖繩業者が直接買い付けできなくなったため鹿児島本土へ輸送されることになった。「和泊町農業の展開構造」には「沖永良部島内に家畜商を名乗るものは七十名を数へ、その三分の二が和泊町にいと推定されている。」と記されている。

本島の家畜商は資本的に零細であったために資本蓄積のあったものは少なく本土、沖繩の業者の集荷機能的役割しか果たしていなかったのが現実であった。

取り引きは庭先販売なるものが主であり、公的市場での取り引きは少なかったが年次を経て、家畜への行政の

介在が強くなり補償制度が充実してくると市場の有利性が認められ全生産牛が農協を通じた家畜商の手で取り引きされるようになった。

家畜の改良の動きは、県においては明治期までさかのぼることができるが、本島では昭和三十年代であるといえる。

そして、昭和四十年代に入って沖永良部島の畜産は飛躍的發展を遂げ「エラブ牛」と称し全国にその名声を高めた。「エラブ牛」の基礎を作りその名声を高めたものは、それまでの家畜商人、人工受精師等の指導も含め、一貫した種雄牛の選定と凍結精液の普及によることを見逃すことはできない。

家畜は我々の生活を支えた大きな支柱であった。ことに牛は使役はもちろんのこと、子取り牛とし我々の生活を大きく潤していた。その使役牛は常に人と牛の一体的な行動が伴わないと労力は半減してしまうので、由来より沖永良部の言葉の中に牛言葉なるものがあつた。「沖永良部島民俗誌（柏常秋著）」には、その言葉が次のように記されている。

「牛言葉」、牛言葉はいうまでもなく牛を使役する時に

で牛を歩行させるときや、セリ市への引き出しなど、すべての飼育について愛情ではぐくむことが必要であり、時には牛言葉が使用されることも見受けられる。

○和泊町の和牛改良のあゆみ

復帰後の和牛の改良については、使役牛としての役割と同時に子取り用として改良が進められてきた。その改良が顕著に具体化した事実を年度ごとに追ってみると

昭和29年 和泊町保留牛制度が発足、保留牛に対し五百円助成、五年間飼養を義務づける。このころから家畜人工受精が普及した。

昭和32年 奄美群島復興事業（家畜導入）により鹿児島県鳥取県から十三頭の牡牛が導入され、これを期に毎年家畜導入がなされた。

昭和33年 和牛登録事業が開始した。

昭和40年 町民総ぐるみの畜産増強運動を推進するため標柱五十本を町内に立てた。畜産推進座談会を集落ごとに実施した。畜産総合共進会が開催され優良牛は県共進会へ出品した。

昭和41年 肉畜預託事業を取り入れ、牛百頭、豚六十頭を導入した。子牛増産奨励金として種付料の補

用いる下知の言葉でこれによって、使役者の意志のまま行動させる。鼻綱を引き或は尻のあたりを叩く動作を伴うことが多い、牛言葉とはそのまま馬の場合も用いられる。

「歩け・急げ」○ツンツンと数回舌打する。徹底しないと尻を叩く。

「止れ」 ○ダー又はダーダー。

「右へ」 ○チエ、同時に背中を綱打ちする。

「左へ」 ○ハニイ、同時に鼻綱を引く。

「転回」 ○ホイ又はホイヤー、綱を引き或は背中を叩く。

「退れ」 ○シジュー、同時に鼻綱を引く。

「脚をあげよ」 ○シニュー、踏み込んだ綱を外す時に用いる。綱を引き又は脚をはたく。

「気を付けよ、静かに歩け」 ○ハイイ、ハイイ又はヨイヨイ、重荷を負って坂道を上下する時に用いる。

この牛言葉は現在死語化しつつある。それは使役の目的がなくなつて、人と牛馬の一体性が必要とされなくなり子取り飼育へと変化してきたためである。しかし運動

助を実施した。

昭和43年 和泊町内城の農業試験場跡地に沖永良部畜産センターを建設し、種牡牛の集中管理（八頭）と肉用牛の一貫経営の展示を行いモデル的経営の指針を示した。

昭和46年 畜産振興委員会を設置し増頭運動とエラブ牛作りの基礎をつくった。子牛の保留事業として一頭につき二万円の補助を行った。

昭和47年 保留牛制度の強化を図るため優良母牛の指定を行うとともに産子調査を実施し年五千円助成を行った。

繁殖障害牛の除去に積極的に取り組むため、柵場、つなぎ場を全集落に設け、徳之島、与論駐在員（家畜保健所）の応援を受け、空胎検査を実施した。

昭和48年 凍結精液へ全面切り替え。第一回エラブ牛の肉牛解体調査が実施され好評を得た。

昭和49年 畜産濃密指導地区を八地区指定し、町技連会の畜産部会が中心になって濃密指導を展開した。

昭和50年 計画交配を推進するため、町内全牝牛の血統調査を実施した。

和牛改良委員会を設置し本格的エラブ牛の改良に向けて種牝牛の選定作業に入った。
永年町民が熱望していた電動式セリ市場が完成し成果が期待された。

昭和51年 エラブ牛の成果確認のため、沖縄県、兵庫県へ追跡調査を実施した。

昭和52年 改良組合を発足させ、本原登録を実施した。

受胎率向上対策事業を導入した。

昭和53年 原種牛制度が発足した。

和泊市場が子牛価格安定基金協会の指定市場になった。

昭和54年 自給飼料対策の一環として、草地開発事業を導入し、草資源の安定供給を図った。

肉用牛団地育成事業を導入し、共同畜舎二十棟を建設した。

農協が肥育センター(二百頭規模)を建設し、子牛価格の維持安定に努めた。

昭和55年 県有牛としての素牛貸し付け制度は終了し、

大島特別対策肉用牛導入事業を発足させ、素牛百八十五頭導入した。共同畜舎十七棟を建設した。

昭和56年 大島特別対策肉用牛導入事業で素牛二百五十頭導入した。

肉用牛生産効率改善事業を導入し、品質の改良、受胎率の向上に努めた。共同畜舎二十棟を建設した。

昭和57年 共同畜舎七棟を建設した。前記事業で素牛二百五十頭を導入した。種牝牛の選定と優良凍結

精液の導入を強力に推進した。

昭和58年 粗飼料の生産効率を高め、ヘイベーラなどの機械を導入した。

組織の再編整備をするため全集落を対象に組織の見直しを行った。

素牛を二百五十頭導入した。

以上のように努力を重ねた結果、和牛は次々改良され「エラブ牛」として名声を高めた。

(二) 馬

沖永良部島の馬の歴史について、端的にその史実を記録したものがない。大井浩太郎著「沖縄、奄美の生業」には、「奄美では例外はあるだろうが馬の肉は食べべないから馬は牛のように早くから飼われたとは思われない」とあり、また、柏常秋著「沖永良部島民俗誌」には、「毛深い矮少ないいわゆる島馬が飼われていたが農耕上の能率が低いため、一部で乗用、運搬用に飼われていたにすぎない」と記されている。このことから、馬の飼養はおそらく牛の飼養より時代的に相当遅れ、十四世紀後半から行われていたのではないかと思われる。

琉球経済圏の中に入っていたころ(一四一八年以降)、当時の察度王は、中国との二十回の交易の中で琉球馬を千五百頭以上移出している記録がある。奄美諸島への馬の移出入があったかどうか記録がないので定かではないが、琉球との交易のあった本島にも移出され飼われていたものと思われる。それは島主、世之主が自害するに至った説の一つの中に次のように記されている。「島尻村の国吉里主と申す者が勝負馬式匹所持していた。一匹を城

主へ献上したいと申した所、城主世之主二匹とも献上せよとのこと……省略……国吉はこの馬で御城へ毎日勤仕していた。(沖永良部島郷土史資料)」

世之主の時代には、島馬を乗用または勝負用として飼養していたことがうかがえる。

沖縄の馬の特徴を見ると「在来種の馬は体格は小さいが強健でおとなしい」といわれている点からみると、本島の在来種と同一種であると思われる。

その後馬の飼養は資産力のある住民が主に飼養し、牛と同様の飼養管理がなされ頭数も百七十頭前後で推移してきたものと推測される。

馬は、明治、大正期に農耕、運搬等の主動力源として牛と同様に飼養されてきた。

戦後の馬の推移については、昭和三十七年の二百七十頭をピークにして遂次減少の一途をたどっている。このころ郡島内での移出入が図られ、馬の産地として知られている喜界島から、キビ運搬用として大量に移入された。

この喜界馬は、アラブ種の混ざった体型の大きい馬で、戦争中は軍馬として使用され、戦後は農耕、特に交通運搬の作業に使うため住民の間で競って飼養された。

しかし農耕利用も耕耘機、ホイルトラクターの出現、運搬も車社会の普及によって牛馬の利用はなくなり、昭和五十五年には飼養農家は皆無になってしまった。

(三) 豚

沖永良部島における豚の飼養は古くから行われていた。おそらく台湾、琉球を経て伝わってきたものであり沿海の農漁村に古くから黒色矮小の豚が飼われていたと伝えられている。飼養については定かでないが、すでに明治初期には各家々で飼われていた。

食生活の中で豚の肉は貴重なもので、肉は塩漬けにして貯蔵し必要に応じて塩抜きして使うと格別なもので年間を通して蛋白質の補給源とした。すなわち、脂肉は一度にたくさん油を取り油っぽに貯蔵し野菜類の油いためなどに使った。内臓類は強精剤としてホルモン料理と称し、ニラ、ニンニク等と一緒に煮込んで食べた。また、血は血汁と称し味噌汁の中に入れて食した。

豚肉の利用は頭の中から尾まで捨てることはない。皮も血も内臓に至るまで見事に使いこなす独特の食文化のあり方を持っていた。これは貧しい生活の中で豚料理

が最高のごちそうであり、また、容易に飼養することができたのである。

古くから沖永良部島の農家では島豚といわれる在来種を飼っていた。これは粗食に耐えて肉質が良く、口が長く、猪に似た形をしていたと伝えられている。

飼料は甘藷の残りを少量与える程度であった。豚の流通は島内の経済圏の中で自給的色彩を保っていた。生産者の豚舎で直接血統、餌の食いつきなどを確認しうえて農家対農家の取り引きが行われていた。

豚の飼養について、「明治十一年五月人民へ論達ヶ条（沖永良部島郷土資料）」の中で、豚に人糞を食わせるべからずの条項に、次のように明記されている。

「一、本島各村鶏豚を飼いて食料に充つるは宜く猶充分に飼ふべし、然と雖も豚に於けるや放ち飼にして、人糞を食せる等は甚だ不宜、全国中養豚の場所許多ありと雖も如斯不将にして飼立るは此島々に限るなり、仍て自今豚は宅地内に一つの草葺小屋を建余地を設け蔽に囲をなし其内に飼置き外に一寸も出さずべからず、然して食物は唐芋の切端か菜草の類等を与へて決して人糞を食さすべからず。

一、本島各村大小便所の設け不備、偶々設あるも豚に食わせるの方法たり、是実に野蛮風にて大に賤すべし、自今屹度便所取建其大便小便は田畠の肥に用ゆべし云々。」

この達し事項のあったことは事実であり、また古い文献などにも豚に人糞を食わしていたことの文言を見つけることが容易なことから、風習上のこととはいえ当時の貧しい生活の在り方がうかがえる。また一部の古書によると人糞を食わずのは幼豚時のみで、成豚になり食用期となった豚については人糞を与えなかったと記録されている点も見受けられる。

以上のことから明治中葉まで放し飼いされており、ことさら豚舎は造られず現在位置に居を定めたのはその後の煮飼いの慣行によるところが大きいといわれている。これは、豚舎とは名ばかりで、サンゴ礁で高さ七十センチくらいの囲いをし、その上に柱兼用の木棚を設けカヤで屋根をふく程度のものであった。

これは昭和二十年代後半まで続き、豚舎の整備が始まったのは、奄美群島復興事業により昭和三十年に入っ

てからである。このときは、一豚房当たり一〜二坪で、一坪当たり三〜四頭を飼育し、飼槽を設け、通風上腰壁は低くし尿ためを設け、糞尿は田畑へ還元を図る方法がとられた。

その後昭和四十年代の高度成長期に入ってから飼養については小頭数飼育の経営方式は減少し、多頭飼育形態の普及と專業的志向が進行する中で、屋敷内飼育は衛生上よくないとのことで屋敷外飼育へと移行した。

それは排せつ物の効率的土地還元への積極的な取り組みが普及したこと、同時に家畜排せつ物処理が環境の汚染源として問われる時代が到来したためでもあるといえる。

種々の問題を持つ家畜の飼養の中で特に豚については昭和三十年代後半から始まった近代化社会への脱皮上大きな障害となったため飼養頭数が年ごとに減少してきた。

そのため本島では、肉類の消費の最主翼である豚肉の自給バランスがくずれ、島内生産では需要に対応しきれないために島外からの移入が年ごとに増加し、現在では消費量の九十パーセントを島外からの移入に頼っている

実情である。

沖永良部島は古くから多くの家畜が飼われていたので家畜に対する呼称があった。その呼称を左に掲載する。

豚 クルクル（来る来るまたは 黒る黒るか）

牛の子 メメヤまたはメーヤ（参れや）

馬の子 ホークホーク（早う来う）

猫 キンキン。またはクークー（来う来う）

鶏 トイトイまたはトウトウ（鳥 鳥）

犬 チクチク（近こう近こう）

(四) 鶏

鹿児島県の「にわとり沿革史」においては次のように記されている。

「明治十年九斤鳥と称する黒色肥大の卵肉兼用の一種が賞玩せられ、同二年よりにわかには養鶏熱が興り、ブラーマ、レグホン、アングルシア、スパニッシュ、アイランドレッド交趾鶏等の十余種の鶏が入って改良の途についた。特に当時の加納知事は私費を以って種卵を配布し、又、ブラマー飼育に関する冊子を頒布し

て奨励に努められ、同三年鹿屋農学校、同四年農事試験場において種卵を配布し普及に資した。」

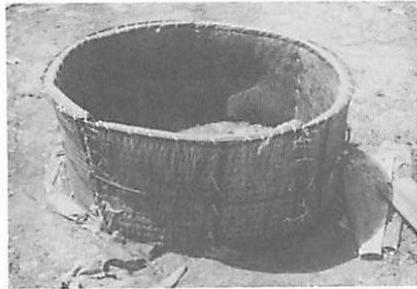
その後県においては、大正十一年に伊敷分場に養鶏部を設け奨励品種を選定し養鶏を軌道に乗せ、大正末期から昭和十二年ごろまで消費市場への供給基地として黄金時代を迎えている。さらに昭和二十二年には原種鶏場を設置し、同二十五年には種鶏検査事業を実施し改良に努力した。昭和三十五年には養鶏振興法に基づき、ふ化場の登録制度を実施し優良ヒナの普及を図っている。

行政機関としての県の取り組みは明治、大正、昭和期と前述のごとくであるが、離島に介在する本町へのこの制度や優良鶏の啓蒙普及が図られたかという点、それは疑問の余地が十分にあると思われる。

「本島における鶏の渡来、飼養についてはさだかではないが、牛豚と同様十五世紀以前にはすでに飼われていたものと思われる。その頃飼われていた鶏は地鶏（島鶏）と称され肉用兼卵用の品種で、雄鶏は薩摩鶏に似て、美麗な体型を持ち、その美しい鳴き声で朝の時を知らされていた。（沖永良部島民俗誌より）」

鶏は昭和中期まで放し飼いであった。またえさをほとんど与えることなく庭先の虫や葉っぱで育てていた。

大正十二年白色レグホン種が本土で奨励品種として指定されてから三十数年後本町にも白色レグホン、ブラマー種等が導入され、卵取り用として各農家で競って飼うようになった。このレグホン種など奨励品種が導入されてからは放し飼いはなく一羽ずつゲージに入れて飼うバタリ式養鶏方法が普及した。一方地鶏については放し飼いの中でいつの時に減少し今では愛好家によって、飼われる貴重な存在になった。



46. 闘鶏場

地鶏の中で雄鶏を競って飼っていた時期がある。これは「牛合し」と同様「鶏合し」が住民の娯楽として定着していたことを物語っている。「鶏合し」の風は、昭和初期に最盛期を迎えているが戦後の昭和三十年代の方がより盛んであつ

た。これは、社会経済の変遷に大きく左右され、このころは神武景気の波の中で急成長したものと思われる。このことは一部鶏の最盛期にとどまることなく家畜全般についていえることであろう。

卵取り用の鶏も同様であり、昭和三十年代前半に最盛期を迎えた。

飼養農家についての変化は、昭和三十一年には二千四百戸とほとんど全農家で鶏が飼われ自給自足の態勢であったが、その後専業農家による多頭飼養へと移行していった。

(五) 山羊

山羊の沖永良部島への由来については定かでない。しかし、経済圏を一つにする奄美諸島における家畜の飼養について、多小の相違はあるけれども同一視することができる。それは柏常秋著「沖永良部島民俗誌」に次のように述べられている。

「文明十二年（一四七八年）に与那国島に漂着した朝鮮人三人の語る所によれば……省略……これら朝鮮人が宮古島を経由して、沖縄島に着いた時には同島で

はずでに牛、馬、豚、山羊、鶏、犬等が飼育されていた。」

このことから、牛馬の肉はもとより、山羊、鶏、豚なども食用にされていたことが判明するので、琉球と交易のあった本島においても山羊などの家畜が飼われ食用に供さされていたと思われる。伝えによると島山羊（在来種）なるものが介在し島民の多くが飼っていたと語られている。



47. 山羊

山羊の飼養については、野草を主体にし首綱を付け野つなぎにして飼っていた。山羊は水を必要としないため早朝一定の場所につなぎ、夕方に住家の近くにひきつれてくる方法が採られた。野つなぎされた山羊は首綱の範囲内で野草を食べることができた。

山羊は牛と異なつて鼻綱は取らないため首綱にするが、自由放漫に動き回る山羊に取つて、首綱はねじ切

用として屠殺することができ、動物性蛋白質たんぱくの補給源になつていたことを端的に示しているものである。山羊の品種改良については、昭和三十年代に入つて本土からザーネン種の乳用山羊が導入され従来の肉用小型から乳用大型への転換が図られたが、亜熱帯特有の病害虫の多い中で、ザーネン種は腰麻痺という病気に弱く在来種に代わる夢は消えてしまい、乳山羊は減少し、再び在来種へと移つていった。飼養農家の中では在来種とザーネン種との交配も行われていたと語られている。現在、在来種と称されている山羊が旧来からの島山羊であるのか、交配によつてできた在来種であるのか定かでない。

二十一 養 蚕

(一) 養蚕のはじまり

大島地方の蚕糸業の起源について、鹿児島県蚕糸業史第十章「大島地方蚕業史」に、次のとおり記されている。

れることがしばしばある。ねじ切れを防ぐため山羊専用の「ビバ」と称する木片を付け綱のねじれを防いでいた。在来種の山羊は小型であるが強健であり粗放飼いに適しており、おとなしい性格のため婦人や子供たちの飼育に適していた。

山羊は経済的価値が薄いためもっぱら食用にと飼われ、珍客やお盆などの諸行事のときにマージミ（仲間どうし）して、農家の庭先で屠殺することがしばしばあった。戦後、庭先での密殺は減つたもののその肉は「ヤジ薬」と言われて夏ばて防止の食事であるとして食通の間では珍重され、現在でもこのならわしは残つており食する人が多い。

山羊の飼養頭数についての調査記録は表18のとおり昭和十二年からしか残っていない。明治期、大正期、昭和初期の頭数について定かではないが、その経済的背景から見ると、昭和十二年の三百九十頭を上下していたものと思われる。後の山羊の頭数は、社会経済的変動とは裏腹に、混乱期に入るほどに増頭していることがうかがえ、最も多かった時期が戦後の混乱期と重なることは見逃すことはできない。これは飼いやすい、そしてたやすく肉

「——奄美史談（都成植義著）によると——「国祖シ子リキユ、アマミキユと云ふ一男一女が三子を生めり。（琉球神道記）阿麻彌姑前額上に瘤あり角の如し平生珍絹を以て之を隠し人に現さず時人阿麻彌姑の徳を慕ひ做ふて以て、珍絹を頭に纏ふ之を角隠又は珍首ウツキイと云ふ昔は嘉宴祝祭の時之を用ひしが今は之を採耕耕転の時に用ふ」とあり。

珍絹ウツキヌとは一種の帽子であつてこれを使用したのは高貴な人であり、珍絹の文字よりして絹製品であつたことは間違いないであろう。また、同書には「国知彦ウツキノヒコ命は大神の命を受け給ひ日向より航路にて夜久島を経て大島に着し給山野開、水作、畑作、蚕道、麻績、糸取、綿打等の授け給へり。」又、球陽、おもしろ鈔、おもしろ草紙、中山伝言録等にも同様な記事があつてその起源は極めて古いことがわかる。又、「奄美大島史」によれば、「享保十四年の地租増課の時、桑樹一株付夏綿（夏まゆより取りし真綿をさす）三匁宛を課せられし事の日記存するを見ても云々」とある。

奄美の山野には桑の木が自生し、材木になる大木もあつた。養蚕には桑畑を作る必要もなく自然の桑の葉

を摘んでいたようである。「南島雑話」にその絵があり「養蚕のこと」として次のように書いてある。

「大島養蚕のこと其經由を弁へねども近來のことにあらず。故に人別出納もあることなり。皆養つて能き事は心得といへども、黍地田地草取刈甘藷植付其の他諸作手入寸暇なき折なれば家毎に養うことあたはず。老母若手等手隙ある人居る家多く養ふことなり。かかる家は一籠と真綿五六抱其上も養うあり。(中略)宇検真綿と名に高し、然りと雖も外村の色黒きもの却つてよるこぶといへり(中略)此蚕生たるる事は年の寒暖によつて遅速もあるべきなれど大方正月二月の間蚕生る。追々養ひ立て三月中には繭を掛けるなり。其繭を灰汁煮にして夫れを手拳に繭三斗計り宛掛けて干しそれを又今一度磐に掛けて能く仕揚げをするなり。其儘真綿にしてをくものは百目一把に造り又積むものはうむなりして紬を織る。爰に先づ養蚕の図を顯はす」とある。

このように奄美には昔から養蚕が行われ、それが大島紬に発展したのであるが、明治になつて紬の需要が大島本島などを主として家庭において副業的に織られていた紬が日露戦争、第一次世界大戦を契機として需要が増大したのに対応し生産も高まつて、次第に工場生産へと発展していった。

(二) 明治および大正時代の養蚕

島津斉彬および久光の時代には、養蚕の奨励に努め、桑苗を育成してこれを配布栽植させ、各間切に一箇所ずつ製糸工場を設置し上納生糸を作らせた。また、島の青年を鹿児島に派遣して製糸技術を学ばせ帰島後は製糸工場の指導者として勤めさせた。

この工場の規模は二十―三十名の働人で練り、原料は一般民家に飼育させ藩で買い上げ米と交換した。しかし、この製糸工場は、慶応二年ごろの創始で、明治四年の廢藩置県とともに廢止された。

その後養蚕は一進一退の状態であつたが、おいおい産繭額も増加し、明治三十九年にはじめて島庁に蚕業技手を配置し各種奨励方法を施し、桑苗育成苗圃を直営し、無償配布を行い、桑圃の増植を図つた。

明治四十一年には県費補助(俸給の二分の一補助)に

伸び地元産の繭だけでは間にあわなくなり、絹糸を外部分から仕入ることになり、養蚕は却つて下火になつたと見られる。

大島地方の養蚕業の起源は古く、神代に始まつたものと考えられている。養蚕と紬（いと）は深い因果関係があるが、大島紬は沖繩の久米島紬を伝えたものだ、ともいわれている。

沖繩では文祿四年(一五九五年)のころ各村に紡績、織物工場が創立された。奄美では享保五年(一七二〇年)に、与人、横目、目指、筆子、掟などの役人には紬の着用を許し、それ以外の者には着用を禁じていることから、この時代すでに一般にも着用する者のあつたことが分かる。

紬が生産品として、経済的意義を持ちはじめたのは、明治二十五年(一八九二年)で黒糖価格の下落による収入を補うため、各農家で商品として紬を織る者が増えたときからである。また、紬業が企業として出発しはじめた明治三十四年(一九〇一年)に同業組合が組織され、製品に改良が加えられた。そこで笠利、竜郷、名瀬等大

より町村蚕業技術員を設置した。また同四十二年より生繭乾燥場設置を奨励し建設費の二分の一以内を補助した。

大正二年よりは稚蚕共同飼育所の設置を奨励し毎年二箇所程度の共同飼育所を設置した。

大正五年には製糸講習会を開催し、製糸技術の普及改善を図つた。大正七年よりは島庁直営を廢止、町村において製糸講習所を開催させ、製糸技術の改善普及とともに可及的撚糸精練（ねん）を施し、大島紬原料の供給に努力した。

購繭者の来島については、明治四十年に本土の加治木製糸工場より店員が和泊村に来島して購繭した。このときは糸価が暴騰したため生繭一斤価格六十余銭となり、一般に養蚕が有利であることが認められ、翌年は飼育戸数掃立枚数ならびに収繭額等が急増した。しかし、鹿児島市の大重製糸工場より購繭のため和泊村に来島したが、糸価下落のため価格の折り合いがつかずわずか十余人からの買い入れをしただけであつた。さいわい鹿児島（鹿兒島）の仲買商人の手によつて生繭百二十匁程度を一斤として、二十四―五銭で買収がなされた。

その後、繭値の下落のため生産者は売り惜しみし、つ

いに購繭者の来島は途絶え産繭額も激減していった。そこで、完全な乾繭場を各村に設置し、購繭者の便宜を図ると同時に、具製系共同組合より毎年購繭者を渡航してもらおうよう交渉し、大正元年より同五年までは毎年一〜二人ずつ来島していた。また、同四年よりは都城から繭仲買人も数人ずつ沖繩よりの帰途、大島本島および沖永良部島において購繭するようになった。

この時期和泊村では、和泊村養蚕奨励規則を定め積極的に養蚕業の振興に力を入れると同時に村営紬工場を設置し織工の養成に努めた。このことは和泊町が発行した「島嶼町村制時代の和泊村内法」に記録されているので掲載する。

和泊村養蚕奨励規則

第一条 和泊村農会は桑樹の増殖、養蚕業の奨励発達を図るの目的を以て本規則に依り毎年一回若くは数回、左の方法を以て品評会を施行し毎年予算の範囲内に於て品評会を施行し毎年予算の範囲内に於て奨励金を交付することあるべし。

第二条 本農会に於て奨励金を交付すべき品評会は左の二種とす。

- 一、甲種養蚕奨励品評会
- 二、乙種 〃 〃

第三条 甲種養蚕奨励品評会（以下単に甲種品評会と称す）は別に定むる方法に依り飼育者各戸に付き審査採点し、乙種養蚕奨励品評会（以下単に乙種品評会と称す）は別に定むる方法に依り専ら繭に就き或期日に於て審査採点するものとす。

第四条 本品評会の出品人は本村内に居住し其年度に於て現に養蚕業に従事する者に限る。

第五条 甲種品評会は第二号書式に依り願出の際村農会長審査採点するものとす。

第六条 乙種品評会は開会期日少くとも二十日前に村農会長之を告示す。

第七条 乙種品評会に出品せんとするものは開会期

日前十日迄に当該区長を経、第一号書式に依り出品願を添へ村農会長に出品すべし。且、出品数量は一人繭一升とす。

第八条 前条に依り区長審査願を受理したるときは事実を調査し其相違なきを証明し村農会長へ送付するものとす。

第九条 乙種品評会の審査表は大島々庁に其派遣を請ひ審査員及書記は村農会長之を囑託す。

第十条 出品人は本会の審査に対し異議の申立をなし又は受賞を拒むことを得ず。

第十一条 審査の為め必要なる限度に於て出品を消耗し又は毀損するも出品人は之に対し損害の賠償を求むることを得ず。

第十二条 村農会長に於て詐偽又は錯誤に依り賞与金若くは賞与品の交付を受けるものを発見したる場合は之を取消すことあるべし。

第一号書式
繭出品願

種類	掃立枚数	收購額	出荷数量	字名	氏名
----	------	-----	------	----	----

右審査相成度相願候也
 年 月 日 右 何某 印
 村農会長 殿
 右相違なきを証す
 何々区長 何某 印

第二号書式
飼育方審査願

種類	掃立枚数	桑の本数	收購見込高	設備番具用具の種類数量
----	------	------	-------	-------------

右審査相成度相願候也
 年 月 日 何某 印

第一条

審査法を分ちて桑樹の栽培、蚕室、蚕具及用具、飼育、収繭の五種とす。

一、桑樹、框製二枚を標準枚数とし各適當の巨離を以て見當、三年生以上の桑樹合計五十本以上栽培しあるものを満点とし二十点を附し一割を減する毎に二点を減じ、三年生以下は二本を以て一本と見做す。

二、蚕室は其位置に従ひ空氣の流通光線の透射共に宜しく、且清潔なるを満点とし十点を附し然らざるものは順次減点す。

三、蚕具及用具。蚕架は飼育數量に応じ堅牢にして各蚕座の巨離適當なるものを最上とし二十点を附し之に反するものは順次減点す。蚕箱は蚕種一枚に対し長三尺五寸、巾二尺五寸位のものを六十枚の標準に依りて設備しあるを満点とし二十点を附し、一割を減する毎に

二点を減す。桑切包丁、桑切盤、羽箒適當のものにして現に使用し居るものを以て満点とし二十点を附し、一品を欠く毎に五点を減じ不完全なものは順次減点す。

且、蚕網を適當に使用するものは特に十点を附す。

四、飼育。給桑適當にして粗殻を使用し除沙適當に行はれ蚕兒の發育一様なるものを満点とし二十点を附し、發育不整、飼育方法を欠くものは順次減点す。

五、上簇。蠶製族を適當に使用し空氣の流通宜しく蚕兒の營繭に適當なる配置をなし保護十分なるを満点とし二十点を附し然らざるものは順次減点す。

六、収繭。一枚の収繭を一石量とし各飼育枚数比の標準に達したるものを満点とし十点を附し、以下一割を減する毎に一点を減す。

第二条 受賞の等級及人員は村農会長に於て毎年之

を定む。

第一条 審査法を分ちて肉眼審査及器機審査の二とす。

第一 肉眼審査

一、色沢の良否。種類固有の色沢を損せず斉一なるを最上とし之に五十点を附し、最劣等なるものに二十点を附す。

二、形状の適否。種類の何たるを問わず大小不同なく纖維粗密の差なく斉一にして繰糸に適當と認むるものを最上とし之に五十点を附し最劣等のものに〇点を附す。

三、緊緩の良否。糸量の多寡及精粗により硬軟の適否を審査し不同なきものを最上とし之に五十点を附し最劣等なるものに〇点を附す。

四、糸量の多寡。繭五顆を切断して蛹を除去し、衝量を検し其平均量を推して一升の重量に及ぼし其得たる所量より三

割を減じ実量七匁迄を〇点と定め五分を増す毎に二点を附す。

五、殺蛹の良否。繭中の蛹体乾燥し固有の色を帯び糸質を損傷せず其過不及なきものを最上とし之に五十点を附し最劣等なるものに〇点を附す。

第二 器機審査法

一、糸尺の長短。検尺器を以て繭三顆を舒し其平均三百廻迄を〇点とし以上十回を増す毎に一点を附す。

二、纖維の細大。繭三顆を解除し検尺器を以て廻数を検査し検位衝により其量を衡により其量を衡り四百回に対する二デニール五より三デニールを最上とし五十点を附し之より上下一分の差ある毎に二点を減じ、減じ尽くれば〇点に止む。

三、類節の多寡。繰糸の際検尺器二百廻目の百廻間に於ける類節を検し無類のあるものに五十点を附し類節あるものは一か毎に二点を減じ尽くれば〇点に止む。

四、切断の多寡。繰糸の際切断の多寡を検し切断なきものには五十点を附し一切断毎に二点を減じ、減じ尽くれば〇点に止む。

五、解舒の難易。繰糸の際種類の何たるを問わず解舒極めて容易なりと認むるものを最上とし五十点を附し之に反するものは順次減点し、減点し尽くれば〇点に止む。

第二条 審査の附点は左の方法に依るものとす。

一、審査点数は各審査員合議の上之を決す。
二、審査点数の合計点に於て同点なるものあるときは比較審査を行ひ優劣を決す。

第三条 授賞の等級及人員は毎年開会の都度村農会長之を定む。

以上

和泊村紬工場設置規則

第一条 紬織物業奨励の爲め工場を設立し紬織物の

仕組並に機械技術を伝習せしむ。

第二条 紬織物の伝習に関しては村長に於て適當と認むる織元を選定し技術の伝習をなさしめ工女を養成す。

第三条 工場並に備付の織機は当分無料にて織元に貸付す。

第四条 不可抗力にあらざる工場の破損並に器具の紛失破損は織元に於て弁償の責任を負はしむ。

第五条 伝習生にして技術の進歩したる時は織元をして担当の賃金を支給せしむ。

第六条 伝習生の募集人員、伝習期間及開始期日は村長に於て之を定む。

紬織工女養成規定

第一条 紬織物の仕組及織方を習得せしむる目的を以て伝習生を養成す。

第二条 伝習に関する方法は村長に於て織元と協定し織元技術者をして教授を担任せしむ。

第三条 伝習生に要する織物材料は惣て織元に於て

之を供給し其成品は織元の所得とす。

第四条 伝習生の定員は当分場内伝習生を参拾名とす。

但、場外伝習生を置くことあるべし。

第五条 伝習生は所轄区長の推薦に依り左の資格者より募集す。

一、年令満十六才以上の女子にして品行方正体格強健なるもの。

二、平素機織に従事し居るもの。

第六条 伝習生は前項資格あるものより各大字一名以上選抜し志願者の数、定員を超過する時は各大字志願者の多寡に依り割合を以て抽籤に依り採用するものとす。

第七条 伝習生志願のもの別紙書式に依り区長の推薦したる願書を所定の日時迄に村役場に差出すべし。

第八条 保証人は丁年以上の男子にして一家計を営むものに限る。

第九条 場内伝習生には織機を貸与し其他の器具は一切自弁とす。

第十条 伝習生にして熟練したる時は名瀬村に於ける賃織相場の九割其他技術の程度に依り織元に於て相当賃金を給与するものとす。

第十一条 伝習生の伝習期間を一年とす。

但、相当技術熟練のものは期間内と雖も場外伝習とすることあるべし。

第十二条 伝習生の各号の一に該当する時は何時と雖も退場を命ずることあるべし。

一、品行不良なるもの。

二、成績不良にして修得の見込なきもの。

三、工場規則を遵守せず遅刻欠席等甚しきもの。

第十三条 伝習生は修得後必ず斯業に従事するは勿論伝習を受けたる織元に対し一か年間賃織をなす義務あるものとす。

但、修得後は誓約書を差出すべし。

第十四条 第十二条及十三条の規程に反するものは伝習期間一か月に付金貳円を伝習費として織元に納付するものとす。

繻織伝習生志願書

某 儀

繻織伝習生志願致し候に付き御許可相成度、御採用の上は御規則等堅く遵守可致保証人連署此段相願候也。

大島郡和泊村大字〇〇番地(戸)

何某何女(妹)

氏名

生年月日

大正 年 月 日

大島郡和泊村大字〇〇番地

保証人 氏名

右養成規則第五条の資格を具備する事を認め候条此段

推薦候也

何々区長 氏名

和泊村長 土持 綱 義 殿

印

印

(三) 昭和時代の養蚕

鹿児島県は、大正十五年に徳之島東天城村に県蚕業模範場を設置し、試験研究と女子練習生を養成し奄美大島

などであり、昭和初期から昭和十六年ごろまで産繭は急激に増加していった。しかし戦中・戦後は、食糧生産

重点政策や大島繻織機の停止、戦災による乾繭場などの施設の焼失によって産繭量の激減を来した。

蚕業試験場大島支場徳之島分場は、昭和二十四年四月に蚕業試験場大島支場へ合併した。

昭和二十年以降の養蚕の推移をみると、大戦後はアメリカ国の施政権下で琉球政府に帰属することになり、蚕業関係行政試験研究機関も変化した。

蚕業試験場大島支場は、昭和二十七年一月に農事試験場大島支場へ合併し、奄美群島政府の所管となり、さらに同年四月に琉球政府に移管された。

表19 明治・大正時代の大島郡蚕業の推移

項目 年次	桑園面積 (ha)	養蚕戸数 (戸)	産繭量 (kg)	記 事
明治39年	(欠)	1,377	5,400	大島島庁にはじめて蚕業技手設置
40	(欠)	1,400	8,700	
41	55.1	2,214	16,600	町村に蚕業技術院設置
42	55.0	2,214	14,900	生繭乾燥場設置
43	121.1	2,297	14,900	
44	147.7	2,141	13,400	蚕病予防事務所を蚕業取締所と改称
45	141.9	2,438	15,500	
大正2年	142.2	2,415	12,600	稚蚕共同飼育の奨励
3	159.1	2,855	15,200	
4	189.4	3,008	16,400	県立大島農学校廃校
5	182.9	3,155	17,600	
6	183.6	3,561	21,500	
7	171.3	3,435	23,800	
8	174.6	3,435	14,800	
9	172.3	3,379	19,700	
10	172.3	3,246	21,600	
11	181.1	3,472	24,200	
12	189.9	4,162	30,500	
13	158.1	4,331	25,100	
14	157.0	4,563	32,500	
15	176.1	5,456	42,900	県蚕業模範農業設置(徳之島)

表20 昭和時代の大島郡蚕業の推移

項目 年次	桑園面積 (ha)	養蚕戸数 (戸)	産繭量 (kg)	記 事
昭和2年	218.7	5,316	50,600	
4	302.5	6,831	67,000	蚕業試験場大島支場徳之島分場設立
6	325.4	5,627	80,000	大島郡蚕業組合設立
8	363.8	5,438	160,200	
10	386.6	4,968	147,900	大島郡繭糸信用販売購買利用組合設立
12	412.7	6,114	173,300	
14	484.2	6,884	237,500	
16	455.2	7,775	316,500	桑園転作奨励
18	379.5	9,287	92,400	
21	261.9	7,996	88,800	臨時北部南西諸島政庁発足
22	274.6	8,092	96,100	大島産業試験場発足
24	253.9	9,360	55,200	
26	233.8	8,941	47,600	
28	228.7	5,951	37,500	
30	208.8	3,840	41,600	復飯繭検定所大島支所設置
32	197.7	3,023	34,900	大島蚕業事務所設置
34	110.9	2,653	40,000	31年奄美大島蚕糸協同組合設立
36	148.0	2,537	35,800	
38	158.4	2,120	34,400	
40	144.5	1,232	25,400	大島蚕業事務所駐在職員設置
42	105.8	788	26,100	41年大島蚕業事務所を大島蚕業指導所と改称

養蚕取締所大島支所は、昭和四年蚕業試験場大島支場が設立されるとともに支場内に併設せられ場長が兼務となった。翌五年に沖永良部、徳之島、瀬戸内に出張所を設け取り締まり官を一名ずつ配置していたが、昭和十三年には、沖永良部と瀬戸内が廃止され、徳之島出張所は徳之島分場と併置された。これも終戦とともに同支場が大島支場へ合併されるに及んで、昭和二十一年七月大島支所の職員は、蚕業試験場へ転じ、養蚕取締所大島支所は廃庁となった。

琉球蚕糸検定所奄美支所は、終戦後昭和二十一年一月、奄美大島諸島が鹿児島行政区域から分離せられた結果、鹿児島県蚕業取締所大島支所は廃庁となり、その後数年にわたり事務遂行は不可能になっていたが、琉球蚕糸検定規則ならびに蚕糸業取締規則が制定され、昭和二十七年四月から琉球政府資源局の付嘱機関として設立された。

昭和二十八年、奄美大島は日本に復帰したので大島支庁が設置され、蚕糸関係施設も鹿児島県行政区域へ移管された。琉球蚕糸検定所奄美支所が鹿児島県繭検定所大島支所として引き継がれ、昭和二十九年には大島繭糸信

用販売購買利用組合が解散した。なおこの年度より大島郡復興事業が実施された。

昭和三十年三月大島蚕業事務所が設立され、旧県蚕業試験場大島支場に事務所を置き、離島の特殊性から蚕業技術指導以外に蚕業試験研究調査、原蚕種の製造配布、蚕業取り締まりを実施した。

昭和四十一年、大島蚕業事務所は大島蚕業指導所と改称され事務所を大島支庁内に配置し今日に至っている。

戦後の大島地方の蚕糸業は米国施政権下にあったことや蚕糸関係施設が戦災のため消失したこともあって、蚕糸技術は劣りその振興も遅れた。

奄美における養蚕業の推移についてみてきたが、沖永良部島における蚕糸業についても大同小異と思われる。

(四) 沖永良部島における養蚕

沖永良部島に養蚕が伝来した時期は明らかではないが、山林や畑の畦畔に桑の老木が自生していることや、蚕種改良や原蚕種飼育地として知られているので、古くから養蚕も発達したものと思われる。

本町では昭和十五年ごろが最も盛んな時期で、その後

はしだいに減退の一途をたどっている。

養蚕にかかる特殊事情については、次のようなことが挙げられる。

- (1) 山野に自生する桑、あるいは畑の畦畔に栽植した桑葉を利用するため、気候温暖な当地では冬場も落葉することなく一年中桑は繁茂している。
- (2) 桑樹の栽培手間がかからない。
- (3) 桑葉が容易に手に入るため、飼育期間もきわめて長く春四月から秋十月まで五蚕期を繰り返して飼育できる。

前記の三点が指摘されるが、容易に桑葉が手に入るが産繭量は少なく、技術改良も進まなかった。蚕の生産量は、年間約四千五百キログラム内外でその五割が自給され、後の五割が蚕として販売され、半自給的養蚕が営まれた。

桑畑の現状は、山林原野に自生するほか、宅地周りや畦畔けいはんに防風垣を兼ねて植えられている約二・五ヘクタールの桑葉を利用しているもので、桑樹栽培に特別の労力や経費を必要としていなかった。また、桑は養蚕のためというより家畜の飼料として利用する点も大きい。

桑の品種についてはその葉型や大きさからして多種多様存在するが和名の判断がつきにくい。

蚕の飼育については、稚蚕より自家で飼育している農家が多かった。飼育期間は、四月蚕、五月蚕、六月蚕、九月蚕、十月蚕の五期飼育である。

四月蚕は四令五令のみは条桑飼育が可能であるが、その他の期はほとんど摘桑で育てる。これは桑樹栽培が放任であるのと、年々台風のため樹勢が弱り条桑としての採桑が不可能であることに起因していた。

蚕飼育農家は、昭和十五年を最盛期にして後は減産の一途をたどり、昭和五十五年には最後の十戸の農家が飼育を断念した。その背景には、畦畔桑での飼育であったため、土地基盤整備の進行とともに採桑ができなくなったことも一因しているが同時に自然桑樹に頼り、桑樹栽培に着手しなかったことが大きな原因になっている。

今後の養蚕の見通しについては副業的見地から脱却しまた、農業経営の中での位置づけが明確にされない限り再興は望めないものと思われる。